

令和2年度「佐賀県ひきこもり地域支援センター事業」募集要項

1 目的

県では、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的に「佐賀県ひきこもり地域支援センター」を設置しています。

ついては、令和2年度「佐賀県ひきこもり地域支援センター」業務の委託事業者を募集します。

2 業務委託に係る仕様

令和2年度佐賀県ひきこもり地域支援センター事業業務仕様書(別添1)のとおりとします。

3 委託条件等

- (1) 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (2) 委託料上限額 12,520千円(消費税額および地方消費税額を含む)
ただし、予算議決が得られない場合は、事業の中止があります

4 参加要件

次の要件を全て満たし、令和2年3月2日時点で佐賀県内に事務所を有する民間企業、NPO法人、その他の法人または法人外の団体とします。

また、県内に事務所を有する団体等を主体として複数の団体と共同で提案・参加することもできます。ただし、この場合、次の「参加要件」の適用は共同する団体全てに適用されます((1)(7)については、共同する団体のうち、1団体以上満たしていれば可)。

なお、(6)については確認のため佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援に取り組んだ実績やノウハウを持っているか、または提案時点において取り組んでいる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。
- (3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領

に該当する者でないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 本業務の実施にあたって、県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。

5 企画提案公募スケジュールと内容

(1) 参加申込書の提出

提出期限 令和2年3月10日(火)17時【必着】

提出方法 持参または郵送

提出書類 参加申込書(別添2) 誓約書(様式5)

郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。

参加申込書提出の時点では、企画提案書等を添付する必要はありません。

参加資格の確認結果は、令和2年3月12日(木)までに通知します。

(2) 質問受付

受付期限 令和2年3月11日(水)17時【必着】

受付方法 持参、郵送、ファックスまたは電子メール

A4、様式自由

電話不可

郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。

ファックス、電子メールの場合は、送信後に担当課へ質問書が到達したことを確認してください。

回答 令和2年3月13日（金）までに参加申込者全員に回答

(3) 企画提案書等の提出

提出期限 令和2年3月17日（火）12時【必着】

提出方法 持参または郵送

郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。

電子メール及びファックスでの提出は受け付けません。

提出書類 事業応募書(様式1)に次の書類を添付して提出してください。

ア 企画提案書(様式2)

イ 見積書(様式3)

ウ 団体等に関する調書(様式4)

エ 定款、規約等

オ 直近1事業年度の実績報告書及び決算書

カ 役員名簿(様式6)

企画提案書等の内容

- ・ 企画提案書(様式2)は、仕様書(別添1)に基づき作成してください。特に「3 事業の内容(1)内容」については様式内の以下の記載項目について具体的にわかりやすく記入してください。
- ・ 見積書(様式3)については、次に例示する内容を委託費の対象経費とします。数量、単価等の積算根拠について明らかにし、本事業に要する経費を委託料上限額の範囲で見積もってください。
 - 人件費:3名分の給与及び社会保険料等。うち、1名はひきこもりに関する相談が可能な専門職(社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等の有資格者)を、1名はひきこもり支援に経験及び知識を有し、原則として訪問支援(出張相談、関係機関や市町等への後方支援を含む)のみを行う訪問相談支援員を上記専門職とは別に配置する。
 - 広報に要する経費:リーフレット等作成費
 - 通信費:電話通話料、郵送料等。ただし、委託事業の専用電話回線とし、設置に係る経費も委託経費対象としますが、レンタル等経済的な設置としてください。
 - 事務所使用料:相談スペース分のみを対象とします。この場合、相談スペースが事務所全体に占める割合等がわかるようにしてください。
 - その他、事業実施に要する経費:消耗品購入費等
 - 消費税および地方消費税相当額

提出部数 5部(正本1部、副本4部)

(4) プレゼンテーション

日時 令和2年3月24日(火)午前(詳細は参加申込者に通知します)

場所 佐賀県庁新館 3階 部内1号会議室(佐賀市城内1-1-59)

各参加者の持ち時間は、企画内容の説明に30分、質疑応答に15分の概ね45分程度とします。

説明には、パソコンやプロジェクター等を用いても構いませんが、設定に要する時間も持ち時間に含めます。県では、スクリーン、プロジェクターを用意しますので、パソコン等必要なものは提案者で準備してください。

(5) 受託予定者の決定

令和2年3月下旬

(6) 契約の締結

令和2年4月1日

(7) 留意事項

企画提案書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の差し替え及び撤回は認めません。また、提出された書類は返還しません。

企画提案書の記載事項は、原則として全て履行していただく必要があります。虚偽の記載をした企画提案書は、無効とします。

前記3の(2)で示す委託料上限額を超える企画提案書は、無効とします。

参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は、無効とします。

企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

提出書類に関して、提出後、確認や追加の書類等を依頼することがあります。

事業経費の内訳は、積算根拠を明確にしてください。

提出書類に記載の内容については、本事業の審査及び実施に関してのみ利用します。

6 審査

(1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を、審査基準に基づき複数の審査員で構成される審査会において総合的に審査し、最も優秀な提案を行った者を契約の相手方として決定します。

審査においては、提案内容の水準を確保するため、契約の相手方となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から点数の最も高い者を契約の相手方として決定します。

契約の相手方として決定された者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得た者のうち、次順位の者を新たな契約の相手方として手続

きを行います。最も高い点数を得た者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とします。

(2) 審査項目

企画提案の審査は、企画提案審査基準（別添3）に基づく評価により行います。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知します。

7 契約等

(1) 契約締結の手続き

ア 県は、企画審査の評価の結果、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方から見積書を徴し、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

イ 契約の相手方は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から14日以内に収支等命令者に提出しなければなりません。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではないものとします。

ウ 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければなりません。

ただし、佐賀県財務規則第115条第3項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

8 留意点

(1) 参加費用

本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとします。

9 問い合わせ先、参加申込書・企画提案書等・質問提出先

佐賀県健康福祉部障害福祉課（精神保健福祉担当 松尾）

所在地 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59（佐賀県庁新館3階）

電 話 0952 - 25 - 7401 (直通)

F A X 0952 - 25 - 7302

E - mail shougai fukushi@pref.saga.lg.jp